

飛騨地場産告示第1号

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業」業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので、別紙のとおり公告する。

令和6年4月8日

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター理事長 北村 齊

公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行います。
つきましては、下記の要領でプロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付をします。

1 業務概要

(1) 業務名

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業」業務委託

(2) 業務目的

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターでは、飛騨地域の伝統工芸職人の高齢化と後継者不足が課題となっていることから、伝統工芸の後継者を育成するためのインターンシップ事業を実施することで、後継者研修生を確保し伝統的工芸品産業の維持・振興につなげる。

(3) 業務内容

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託仕様書」参照

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月20日まで

(5) 契約限度額

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託プロポーザル実施要領」参照

2 参加要件

公募型プロポーザルに参加するために必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 参加資格審査申請締切日以前において、高山市競争入札参加者資格審査要綱（平成6年7月4日決裁）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿の「物品・委託等」において登録されている者であること。
- (2) 告示の日から契約締結の日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成6年3月29日決裁）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加資格審査申請書類提出期間最終日の正午時点において、高山市税・高山市公共料金について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

なお、上記（4）～（6）については参加申請書の提出をもって宣誓・同意したものとし誓約事項に虚偽の内容があった場合等は関係法令等に従い、解除その他処置を行うものとする。

- (7) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。

なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加資格審査申請書の提出をもって誓約・同意したものとする。

3 公募型プロポーザル参加者を選定するための基準

高山市競争入札参加資格者審査要綱第10条の規定を準用する。また、「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターナーシップ事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づき選定する。

4 業務担当部署

〒506-0025 高山市天満町5丁目1番地25
一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター 事業課
電話番号0577-35-0370

5 参加資格審査申請書類の交付方法等

(1) 交付期間

告示の日から令和6年4月16日午後5時30分まで

(2) 交付方法

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターホームページ上に掲載した参加資格審査申請書類をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターホームページによる交付が受けられない場合は、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和6年4月16日までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時30分まで

イ 交付場所

〒506-0025 高山市天満町5丁目1番地25
一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター
電話番号0577-35-0370

6 参加資格審査申請の方法等

参加希望者は、以下に定める参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

なお、参加資格審査申請書類は、持参又は郵送による提出とする。

(1) 参加資格審査申請書類

公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 提出期間及び提出場所

ア 提出期間

告示の日から令和6年4月16日までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時30分まで（※必着）

イ 提出場所

〒506-0025 高山市天満町5丁目1番地25

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター

電話番号0577-35-0370

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

(3) 公募型プロポーザル参加資格の確認及び結果の通知

参加資格審査申請書類により参加資格審査を行い、結果は様式第2号により通知する。

(4) 非選定の通知を受けた者は令和6年4月18日までに、様式第3号により非選定理由について説明を求めることができる。回答は請求を受けた日から3日以内に行う。

7 実施要領および仕様書の交付等

(1) 交付期間

告示の日から令和6年4月19日午後5時30分まで

(2) 交付方法

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターホームページ上に掲載した実施要領、仕様書をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターホームページによる交付が受けられない場合は、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和6年4月19日までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時30分まで

イ 交付場所

〒506-0025 高山市天満町5丁目1番地25

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター

電話番号0577-35-0370

8 企画提案書の受付等

参加を希望する者は、企画提案書を作成し事前に提出しなければならない。なお、企画提案書については持参又は郵送による提出とする。

(1) 企画提案書の内容等

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託プロポーザル実施要領」による。

(2) その他

ア 提出期間

告示の日から令和6年4月19日までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時30分まで（※必着）

イ 提出場所

〒506-0025 高山市天満町5丁目1番地25

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター

電話番号0577-35-0370

ウ 提出方法

持参又は郵送による。（郵送による提出の場合は、配達証明に限る。）

9 審査方法

「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託プロポーザル審査要領」による。

10 その他

この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター会計規程、「令和6年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託プロポーザル実施要領」の定めるところによる。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターの求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1次のいずれにも該当しません。

(1)暴力団

(2)役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等

(3)役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

(4)役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用して個人又は法人等

(5)役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

(6)役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(7)役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、参加資格審査申請書の提出をもって誓約いたします。